

“シニアライフローン”

商品名 (愛称)	“シニアライフローン”
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満 60 歳以上の方で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方。 ・ 公的年金*受給者で当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に年金受取口座の変更手続きを完了した方。*公的年金～国民年金・厚生年金・各種共済年金など ・ 年金担保借入を利用中でない方。 ・ 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方。 ・ 地区内に転居することが確実と見込まれる方。 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。
お使用 みち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当する資金。 <ol style="list-style-type: none"> ① 申込本人または申込本人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ② 申込本人が①を用途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①と合わせた申込みに限る） ・ 但し、事業性資金、株式取得資金、投機的資金、税金支払資金（当金庫を窓口として納付される相続税・贈与税を除く）、転貸資金、②以外の借換え資金は除きます。
ご融資 極度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1万円以上、100万円以内（1万円単位）
ご利用 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヶ月以上10年以内
ご融資 利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利型とします。 ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済 方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隔月元利均等返済（約定返済日は年金振込月15日）。（約定返済日が休日の場合、翌営業日となります） ・ 元金返済の据置期間は6ヶ月以内です。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ （一社）しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証料 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証料は、ご融資利率に含まれます。 ・ 各種手数料は、業務手数料一覧を参照ください。

<p>処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室（9時～17時、電話：025-543-3184）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）並びに新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算等につきましては、当金庫の本支店にお問合わせください。